

年金財形預金

令和2年6月1日現在

| | |
|--|--|
| 商品名 (愛称) | ・年金財産形成貯蓄預金 (年金財形) |
| 販売対象 | ・個人の方で以下の条件を満たす方 財産形成貯蓄預金取扱契約企業に勤務されている方で、契約時年齢が満55歳未満の勤労者の方。 一人一契約で、1金融機関に限られます。 |
| 期 間 | ・積立期間5年以上 ・年金受取開始日までに、最終預入日から6か月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・積立期間および据置期間内での払戻しはできません。 |
| 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 | ・給与または賞与からの天引き ・100円以上300万円未満 ・1円単位 |
| 払戻方法 | ・満60歳に達した日以降、5年以上20年以内の期間にわたり3か月毎に指定口座に入金します。 |
| 利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 | ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・個別の定期預金毎に、満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算とします。 |
| 税 金 | ・住宅財形預金と合算で、550万円を限度として非課税とすることができます。 上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利息について分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（平成49年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税されます。） |
| 手数料 | — |
| 中途解約時の 取扱い | ・全額解約のみ可能で一部解約はできません。 ・年金支払以外の目的で払い出された場合は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます。 ただし、年金の払戻開始後5年超の場合には、解約利息にのみ課税されます。 ・個別の定期預金毎の解約が満期日前になる場合は、別表の「期日指定定期預金」の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。 |
| 金利情報の 入手方法 | ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部（9時～17時、電話：0749-35-1000）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 |
| その他参考と なる事項 | ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に決済性預金以外の複数の預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） |